

参議院通商産業委員会會議録第十号

【參議院】

省令事項の整理、極力法定化して立法技術上困難なものは政令に規定する、省令でいろいろな義務を課しておりますが、そのうちで本当に必要なものは政令で以て規定するように、そうでないものだけ整理するとい

う趣旨をとつておりまして、ここに例示してございますが、申請内容等につきますしては従来省令にあましたものをはつきり法文に謳つております。供給規程の認可基準というものも一部は公益事業令に載つておりますけれども、重要な点を省令に護つておりますが、これも今度は法文中に謳つております。それから熱量の測定成分の測定報告徴収というようなことは従来省令で行なつておりましたが、こういうものは政令で以て内容を定めるといふことにいたしておりまして、その他の細かい点ではできるだけ整理する、こういう方針をとつております。

第三番目が保安に関する規定であります。これをガス事業の保安の見地から今度の法規では新らしく体系を整えたいわけであります。

第一には事業法の目的をいたし、
てもはつきり保安ということを謳つて
おります。それから章といたしまして
も保安という章を設けてましてその中
にガス事業者の守るべき保安基準とい
うもの規定、あるいは成分の測定義務、
それから工事規程、工事規程というも
のはガス事業者がガスの施設をいたし
ます場合を守るべき工事規程でありま
すが、それを自分で作りまして認可を
受けるというふうな趣旨であります。

それから保安の技術的責任体制の整備のためにガス主任技術者の制度を置かれております。これも現在でも置かれておりますけれども、特にはつきり法律でこれを明示したわけでありませう。

それから保安に關しガス事業者以外への準用、大体ガス事業法はガス事業者を主体としたしておりますけれども、ガス事業者以外の例えば自家用ガ

ス、或いはそういうものに對しまして、これが一般の保安に係属いたしましたはガス事業者と同じように一定の義務を負わせる必要がありますので、所要の規定をこういうものに對しまして準用するというものを保安に関する限りとつておるわけであります。

それから第四番目がガス事業法の適用範囲をガス事業者に限定しておる。これは今申上げましたことの裏でございますが、適用規定からガス事業者以外の者はつきり除外しております。ガス事業者以外の者に対しては、例外的にはガス事業者以外の者が、ガスの卸売をするもの、つまりガス事業者にガスを売る場合に供給条件を認可させる、それから若し自家用でなく、ほかのほうへ供給をする場合には届出をさせる、これは必ずしも認可を受けさせる必要はございませんので、届出をさせておる。

それから第三番目が先ほど申し上げました保安の關係につきましてはガス事業者と同じような規定を準用する。こういう点で一定の法規の適用をいたしておりますけれども、それ以外のものものにつきましてはガス事業者というものと全然区別をいたしまして、一般に準じておる、こういう点が主要な点でございます。

大体以上がこの法律の要点でございます。まして、法律案に基きまして各条極く簡単に内容を御説明申し上げます。

第一章総則であります。第一條が、目的、「この法律は、ガス事業の運営を、調整することによつて、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガスの製造及び供給に伴う危険を防止することによ

つて、公共の安全を確保することを目的とする。[こうでございますように、ガス使用者の利益ということと、それからガス事業の健全な発達ということと、この事業の安全、事業の安全と申しますのはいわゆる保安でございますが、その三つの点が目的となつてゐるというわけでございます。]

それから第二条は定義でございます
が、特にこの中では、条文を讀むこと
は省略いたしますが、この法律に適用
使用される用語でありまして、特にこ
の法律の本質であると考えられますも
の、即ちガス事業、それからガス工
作物というものにつきまして、その内
容を明確にいたしてこの解釈を一定
にしたものであります。ここで卸供給
事業者というものを除いた本法の対象
が一般のガス事業者であるということ
を明確にいたしましたのであります。

それから第二章、これは事業の許可という章になつておりますが、この章はガス事業の創設から廃止に至るまでの事業の過程におきまして、公益事業でありますガス事業の性格から所要の規定を加えるということを明らかにいたしましたのであります。これは全部で十三か条から第二章は成つておりますが、この事業創設の許可から始まりまして、事業の譲渡合併、相続、兼業或いは許可証の交付、或いは行政官庁の職権、職務としての許可の取消というようなものについて規定をいたしております。

第三条が事業の許可でありまして、ガス事業は許可を要するということをはつきりさせておるわけであります。

第四条は、許可の申請の手續であります。これは先ほど申しましたように、

できるだけ以前と比べまして、この申請書の内容を簡単に必要なものだけに限るといふことにいたしております。

それから第五条が許可の基準でありますが、こういうふうな一定の基準に合致する場合でなければガス事業を許可してはならないということにいたしておりました。第一が「そのガス事業の開始が一般の需用に適合すること。」第二が「そのガス事業の工作物の能力がその供給区域におけるガスの需

用に應ずることが出来るものであること。』これは一号と二号はちよつと似たような規定になっておりますが、第一の点は、このガス事業というものがその土地で要求されておると、そういうものであることでありまして、第二の点は、具体的にそのガス事業者が考へておるガス工工作物、実際にその地区で現われます需用に対して合致している。余り大きな

しないと、こういうような規定によりまして、いわゆる地域独占ということを表面から守つて行くことを避けまして、こういうことで審査するということにいたしましたわけであります。

それから第四が、「そのガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。」第五、「その他そのガス事業の開始が公益上必要であり、且つ、適切であること。」こういうふうな条件によつてガス事業の許可をするわけになります。

第六條は、許可証のことでありますが、これは従来許可証というものを交付しておりませんでした。が、はつきり許可があつたということを明確にするために、かういふような内容のことを書きました許可証をガス事業者に交付する。若しこの内容に変更がありましたときは許可証を訂正する。かういふことにいたしております。

それから第七條は、設備の設置及び事業の開始の義務、許可をもらひましたら一定の期間内に事業を開始しなければならぬという規定は従来もございしましたが、特にこの法案におきましては所要の設備を設置しなければならぬということを明確にいたしております。その狙ひは、例えば従来でありますと、事業許可をもらひまして一部でも供給を開始すればそれで許可を受けたとときの一応の義務は済むわけでございしますが、本来一定の地区を限りまして許可を受けた以上はその地区に対して供給をし得るだけの設備を当然持たなければならぬし、又そういう設備を持つということが申請の内容になつておるはずでございますので、やはり一定の期間内に一定の設備を持つ

て一般の供給に應ずるような形を整えなければならぬという趣旨をはつきりさせたわけでございます。

第八条は、供給区域又は設備の変更、これは許可の内容になつております。条件を変更することになりますので、その場合には更に許可を受けるといふ当然の規定でございます。

第九条、氏名等の変更、これも当然の規定でございますが、この場合には届出をせよということでございます。

第十条、事業の譲渡及び譲受並びに法人の合併に関する規定、これはいづれも認可制をとつております。この点につきましては従来と同様でございます。

第十一条は、これは新しく設けた規定でございますが、「ガス事業の全部の譲渡があり、又はガス事業者について相統若しくは合併があつたときは、ガス事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、ガス事業者の地位を承継する。従来は相統等の場合には改めて許可を受けておつたわけでございますが、この場合には当然にその地位を承継するといふことにいたしてあります。ただそういう事態が起きた場合には届出なければならぬ」という規定でございます。

それから第十二条は、ガス事業以外の事業、ガス事業者は大体ガスを供給するの本来の任務であります。そのために又一定の保護も受けておりますので、地区内のガス需用者に対します義務を完全に履行させるためにはほかの事業にむやみに手を出すべきでないといふことは当然であります。これは現在の公益事業令にも載つております。

が、これも今度の規定でこの趣旨を踏襲いたしております。併し無論ガス事業の場合におきましては副産物としてのコークス或いはタール製品の販売等はこれは当然行へべきでありますので、そういうものは伯書にございまして「通商産業省令で定める事業について、この限りでない」といたしまして、そういうたような当然の兼業につきましては一々許可を受けなくても差支えない。こういうふうなことにするわけでございます。

それから第十三条は、事業の休止及び廃止並びに法人の解散に關して従来同様に認可制をとつております。

それから第十四条は、事業の許可等の取消の規定でございますが、一定のガス事業者に対して義務違反があつた場合に主務大臣が事業の許可を取消すといふことができるようにいたしてあります。特に最初許可を受けましていつまでも事業を開始しないで、或いは設備を設置しないといふ場合には特に取消の規定が働いてございまして、

それから第十五条、これもちよつと似たような規定でございますが、先ほど申し上げましたように、特に供給区域の一部におきましてガス事業を、ガスを供給する義務を行なつていない、つまり休眠区域がある場合には、まあ近い将来において、すぐに供給し得る場合は別でありませうけれども、そういうふうな意思もない、又能力もないといふ場合にはその一部の区域を取消しまして、別の事業者これをやらせるといふことがございます。この第十五条の二項をとつておるわけでありまして、但し、こういう規定がございまして

が、この初めの地域独占の点で申し上げましたように、これを取消をいたしませんでも、その場合に別の事業者がダブつてその地域に供給するといふことが法律上不可能ではございせんが、併し初めの業者が当然にそういうたようなことをすべきであるにもかかわらずやらない、やる意思がないといふ場合には、この区域の一部を取消したほうがむしろ適當であろうといふ趣旨であります。

それから第三章は、供給に關します規定でございますが、第一は供給義務、これは現在でもございまして「ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない。第二項は「ガス事業者は、その供給区域以外の地域において、一般の需用に応じ導管によりガスを供給してはならない。」従つて区域外供給をどうしてもやる場合には、更にこの区域を拡張いたしましてやらなければならぬ、こういうことになるわけでございます。その趣旨は、先ほど申しましたように区域内のガスの需用者に対する義務を先ず専門にすると趣旨でございます。従つて区域内の需用者に対しては正当な事由のない限りはいつでもガスを供給する義務がある、こういう趣旨でございます。この前半につきましては現在でも同様の趣旨の規定がされております。

それから第十七条は、供給規程の認可の規定でございます。「ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とす

る。」「通商産業大臣は、前項の認可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」「一、料金が率算的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」「二、料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。」「三、ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に關する費用の負担の額及び方法が適正且つ明確に定められていること。」「四、

「特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。この趣旨は現在の公益事業令でもつきり謳われておりますけれども、これを若干更に具体的に明確にいたしております。で、こういうふうな基準の下に供給規程を定めなきやならん、而もこういうふうな基準に適合している場合には主務大臣はこれを認可しなければならん、こういうふうに規定しておるわけでございます。これは、一たびこの規定が認可されましたらば、ガス事業者はこの供給規程以外の条件によつて供給してはなりませんし、又需用家もこの供給規程に従つて供給契約を結ばなきやならん。まあいわば法規的な規定でございます。非常にこれは重要な認可事項になるわけでございます。

次に第十八条は、供給規程に關する命令及び処分についてでございます。これは、特にこの供給規程が一般の情勢に適合しない場合になつた場合には、ガス事業者に対して主務大臣が一定の期限を定めまして供給規程を變更しうといふ命令を出すことができないようにいたしてあります。この命令にもかかわらず事業者が變更の認可を

申請しなかつた場合には、通商産業大臣がみづから供給規程を變更してしまふ、こういう処分ができるようにいたしてあります。

次は、供給規程の公表義務でありまして、認可を受けた供給規程は一般の需用家に知らせますために実施をする十日前から一定の場所において掲示しなければならん、これは従来も同様の規定でございます。

第二十條は、供給条件についての義務、これは先ほど申しましたように認可を受けた供給規程以外の供給条件によつてガスを供給してはならない、これが原則でありまして、「但し、特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。といふことがございまして、これはいわゆる特約事項でありまして、特定の条件がある場合には、そういうことまで本来であれば供給規程に謳うべきでありませうけれども、供給規程に予想しないような供給条件で供給しなければならんような場合には一々認可を受けまして、違つた供給条件で以て供給することができるといふことにいたしてあります。まあこれが適用されるのはガスの場合には余りないと思ひますが、特別に高圧のガスの供給を特定の工場にするといふような場合には一定の違つた条件で供給するといふことがあり得ますのでこういう規定を設けたわけでありまして。

二十一條は、熱量等の測定義務であります。これは今度の新しい規定であります。「ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの熱量及び圧力を測定し、その結果を記録しておかなければならない。」ガスは御

承知のようにその品質が熱量及び圧力によつてきまらうので、これは供給条件によつて一定されておきます。ところが実際の製造上その圧力が低下する、或いは熱量が落ちるという場合には品質を確保する義務を怠つておることになりますので、それを常にガス業者に記録させまして、こういう熱量等の規定の品質を保つように義務付けるわけでありまして、これが実際に守られておりません。圧力が落ちる、或いは熱量が低下するという場合におきまして、この規定によつて直接罰を科するということは考えておりませんで、そういう場合には一応この規定によりまして「記録だけをしておきまして、若し守られておらん場合には別の規定によつて熱量及び圧力を守れ」という命令を通商産業大臣が出しまして、その命令にもかかわらず相変わらず熱量及び圧力が低下している場合にはその段階におきまして罰をかけるというふうな二段階の方法をとつたわけでありまして、従いましてこの二十一条自体につきましては罰則はないということになつておるわけでございます。

第二十二條は、供給契約、これはいわゆる即契約でございます。→ガス事業者は、他のガス事業者からガスの供給を受け、又はこれにガスを供給すべきことを定める契約をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければなりません。これはほかのほうからガスをもらつて供給する場合にそれだけ供給量としてほめるわけでございますが、その供給契約の内容が如何によつては地域内の需用家に対ししての影響がかりますので、やはりその内容等につきまして一応認可をし

て、又残余のガスを他のガス事業者に供給するやうな場合におきましても果して地区内の需用家に迷惑をかけるかかけないかということを審査する必要があるもので、これは認可事項にしなければなりません。

第二十三條は、特定供給でありまして、これは一般の区域内の需用家に対してガスを提供する場合に、これは一般供給でありまして、供給区域以外の地域で特別なものに対してはガスを提供するという場合には、これは特定供給といつたしまして認可制をとつております。原則的にはそういうものは一応禁止しまして、ただ特別に認められるものは審査をして認可をするというわけでありまして、で、どういう場合に認可するというのが第二項にございまして「前項の認可の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」その条件が、「ガス事業者の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」その供給が他のガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、当該他のガス事業者がその供給を行うことが容易かつ適切でないこと。」要するに自分の区域外のガス事業者の遂行がガスの需用者に対して迷惑をかけるんということ、それから他のガス事業者の地域内にある場合にはそのガス事業者が十分義務の遂行ができないという場合でなければ許可しない、こういうことであります。

第二十四條は、卸供給事業者の供給であります。これはガス事業者以外の者がガス事業者に対してガスを供給する場合を卸供給事業者と言つておりますが、これは卸を行います場合には

料金その他供給条件につきましては通商産業大臣の認可を受けなければならぬというわけですね。但しこれは例えば自家用のガスを持つております者が同時に或いは非常に少量のガスをガス事業者に売るといふ場合に一々許可制をとりますのも煩瑣でありますので、その量が一定の量以上である場合に限りというようにいたしまして、その量は通商産業省令で定めるといふことになつております。

それから、第二十五條は、ガス事業者以外の者の供給でございます。これは例えば自家用のガス設備を持つておる者が隣の工場にガスを供給する、これは本来ならば放任してもいいわけでありまして、余りこれが行過ぎますと、一般のガス事業者の供給区域を侵し、その結果本来のガス事業者が十分に経営の足を挙げ得ない。従つて、ガス供給業者に対して間接であります。迷惑をかけるということも起りますので、許可制はとつておられませんけれども、そういうふうなガス事業者以外の者がほかの者にガスを供給する場合には、その条件等を届出でさせる。届出でをさせまして一応その事実を通産省において把握しよう、という趣旨でございます。

次は、第四章に入りますが、これは会計の關係の規定でございます。これはできるだけ先ほど申しましたように、事業の自主性を尊重の意味におきまして、従来より簡素化したしておりますが、特にガス事業に關しましては副産物、副業の關係が當然につきまといまうので、会計の監督につきましても非常にむづかしくもなります。複雑にもなります。又場合によつては不当

な行過ぎにもなりますので、そういう点まで考慮いたしまして或る程度の簡素化を図つたわけでございます。

第二十六條は、これはガス事業者が一定の方式によつて会計を整理しなければならぬということでございます。これは従前通りでございます。

それから第二十七條の減価償却に關する規定でございますが、これは「通商産業大臣は、ガス事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、方法又は額を定めて、固定資産について、減価償却を行ふべきことを命ずることができ、これはガス事業者が当然行ふべき減価償却に於いて怠つておるといふやうな場合には、通産大臣の命令によつて一定の償却をすることを強制するということでございます。

それから、その他従来の規定には多少まだ会計上の規定がございましたけれども、ガスに關しましてはこの二カ条だけに会計規定を限つております。それから、例えば利益金の処分につきましても、例えは利益金の処分につきましても、認可制というふうなものも従来ございましたけれども、電氣の場合と違ひまして副産物がありますし、その一々利益金の処分についてまで認可を受けなくても、實際上若し不当に社内留保するやうな場合には、この二十七條の規定で内部留保もできません。又一定の供給条件で以て予想以上の利益が挙つてゐる場合には、供給規程の変更も命ずるといふ規定がございますので、そういうことで調整をすることができると思ひますので、一々利益処分についての規定は必要なからう。これは法令改正審議会の答申に基きましてそういうものを廃止した次第であります。

次は第五章、保安の關係でございますが、これはガス事業の遂行が工場内部においては當然でございますけれども、一般の公共に對しまして工事の仕方如何によつては非常な危険を伴いますので、そういう面から一定の保安上の義務を負わせる規定を置いておるわけでございます。

第一がガス工作物の維持といたしまして「ガス事業者は、ガス工作物を通商産業省令で定める保安上の基準に適合するやうに維持しなければならぬ。」それから「通商産業大臣は、ガス工作物が前項の保安上の基準に適合していないと認めるときは、ガス事業者に對し、その保安上の基準に適合するやうにガス工作物を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができ、」一定の保安上の基準を省令で定めまして、その基準に基いてそれに合致するやうに常にガスの施設を維持しなければならぬ。若しそうでない場合には、この基準に適合するやうに補修を命令することができるといふ趣旨でございます。これは特に大きなガス業者に對しましてはそういう心配もございませぬけれども、ガス事業は御承知のように全国に八十以上もございまして、非常に中には小規模のものもあり、技術的に、技術陣の十分でない者もおりますので、特にこういう規定を置きまして保安基準を定め、それを守らせるといふ必要があるわけでありまして。

それから第二十九條はガスの成分の検査であります。これはガスの先ほど申しました熱量、圧力という面のいわゆる品質と違ひまして、ガスの成分に

行過ぎにもなりますので、そういう点まで考慮いたしまして或る程度の簡素化を図つたわけでございます。

有害なものがある。これは製造上これをすべて除去するようになつておられますが、それを製造されまして供給されるガスにつきましても常に成分を検査いたしまして、有害物が全然ないというよなことを常にチェックさせるわけでありまして、これは無論ガスをそのまま生で吸いますと有害であります、そこで有害成分と言いますのは、ガスを焚いた場合になお且つ人体に悪影響を及ぼすような成分を言つてゐるわけでありまして、この規定も一応の刑罰のない規定でございまして、こういう義務だけを負わせまして、若しそれが危険である場合には別に考へて命令を出しまして、それによつて事業者に対してまして刑罰を科するということになつております。

それから三十条以下、これは工事関係の規定でございまして、三十条は導管の工事についての規定であります。これは導管の実際のそのまゝの姿が、例えば二十八条の保安基準に適合しておりまして工事方法が適切でないために危険である場合もありますので、これを防止するためにはその工事方法そのものも認可制をとつております。これはガス事業者が自分でこういうふうな工事はやりましてという方法を定めましてあらかじめ認可を受けさせるということでありまして、一々個々の工事につきまして認可を受けさせるわけじやございません。

つて工事をしてゐるかどうかというのを必要に応じて検査できるように届出制をとつたわけでありまして。

それから次に三十二条は、ガスの主任技術者の規定でありまして、これは現在でもこういう主任技術者の制度はございまして、特にガスの供給に關しましてはいろいろな危険も伴いますので、一定の資格を持つたしつかりした技術者が責任を持つたということが必要でございまして、この制度を今度も法定いたしましたわけでございます。これは試験検定選考制度をとりまして、一定の資格のある者に主任技術者の免状を与える。必ずガス事業はこういう主任技術者を置かなければならないという規定であります。

第三十二条は、こういう主任技術者を置かなければならないという規定であります。

第三十三条は、この免状の規定でございまして、これは甲種、乙種とございまして、その程度によりまして二種類の主任技術者の免状を交付するわけでございます。

三十四条、三十五条等は、この免状の交付に關する手続規定でございまして、國家試験をするというふうなこともここで書いてございまして。

三十七条は、主任技術者の適当でない場合、或いは違法の行為をした場合に免状を取上げる、或いはガス事業者に對しまして主任技術者の解任を命ずることができるようになつております。

それから三十八条、これは準用規定となつておりますが、これもガス事業者以外の者でガスを供給する者に対して二十八条と三十条から前条までの規定を準用してございまして、これは要するに保安上の見地からこういう規定を必要最小限度の範囲内において準用するという趣旨でございまして、保安上必要な場合に限つてこのガス事業者以外の者につきましてもこの法律を準用するという趣旨でこの規定を置いてございまして。

三十九条もこれも同様の趣旨の規定でございまして、ガス事業者以外の者が事業を開始する場合の届出をさせ、これも同様の趣旨の規定でございまして。

それから次に第六章は、雜則でありまして、四十条は、許可の条件といたしまして「許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができ、二項は、前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、当該ガス事業者その他の者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。これは従来もこういう規定があつたわけでございますが、必要の範囲内においては条件を附して許可認可することができるといふ規定でございまして、それから四十一条は、手数料、これ

は試験の検定を受ける場合の手数料であります。

それから次に四十二条は、公共用の土地の使用、これはまあいわばガス事業者の特権でございまして、従来もございまして、このガス事業者或いは卸供給事業者もこの場合にはこの規定が適用されますが、その事業の用に供するために道路、橋等の公共物等を管理者の許可を受けて使用することができるといふ規定になつております。その他手続的なことを書いておるわけでありまして。

四十三条の土地の立入、それから四十四条の植物の伐採等、四十五条はそれに対しまして損失の補償、こういうものを今のような趣旨からここに規定をいたしました。手続的なものでございまして。

それから四十六条は、報告の徴収でありまして、この法律の施行に必要な限度におきまして、政令によつて定めるところによりまして、ガス事業者或いはガスの製造業者から報告を徴収することができるといふ規定でございまして。

四十七条は、必要な場合に主務官庁の職員がガス事業場に立入つて検査をすることができると規定であります。

それから四十八条以下が公聴会及び聴聞の關係でございまして。この關係は従来と若干変りましたので、従来は聴聞一点張りでありましたので、公聴会と聴聞に分けてまして、而もその内容をうんと整理をいたしまして、公聴会にかけますものは特に一般の需用家等にも關係の多いことをかける。個々の処分ということではなく、規定に類するようなものについて許可する場合公聴会にか

ける、こういう趣旨をとつております。第十七条第一項又は第十八条第二項の規定による処分と書いてございまして、第十七条の一項と申しますのは、ガスの料金その他の供給条件についての認可であります。それから十八条の二項というのは供給規程の変更処分の必要がある場合、いずれもこれはガスの供給に關する基本的な条件でございまして、これは許可をいたします前に公聴会によりまして一般の意見を聞く必要があるといふふうになつたわけでございます。

それから四十九条の聴聞のほうは、これは特に利害關係者の意見を聞くという趣旨におきまして、従来は細かい工事等につきましても一々聴聞にかけられておりましたが、それをできるだけ絞りました、今度かれますときは一定の処分をしようという場合に限つて、通商産業大臣は第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは云々とございまして、第十四条の第一項は事業許可の取消処分でありまして、それから第十五条第一項は供給区域或いは設備の変更の許可の取消、それから第二項のほうは供給区域の減少の例でありまして、いずれもガス事業者に對しましてのいわば懲罰的の処分でありまして、利害關係者であるガス事業者その他の者の意見を聞くという趣旨で聴聞にかけられるようにいたしておるのであります。それ以外の点につきましては従来ありました公聴会、聴聞等の措置は全然とらないように変更しております。

第五十条は、異議の申立、これは今のような処分に対しまして不服のある場

合異議を申立てるということでありまして、これは従来と同様の規定であります。

第三十一條は、苦情の申出という新らしい規定でありまして、「ガス事業者のガスの供給に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。」「通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。」要するにガス事業者のガスのサービスに對しまして不服のある場合は通商産業大臣に對しまして理由を附して苦情を申立てる。

それに対して通商産業大臣は誠実に処理して、その結果を通報する。これは請願等の別の制度もございます。

第七章は、罰則でありまして、これは別に御説明することはありません。

それから現在公益事業令は、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律というもので生かされておりますが、現在の公益事業令の基礎になつておりますいわゆる臨時措置の規定からこれを廃止いたしますと、電気のはうも廃止になりますので、ガスだけを除くという趣旨の臨時措置法の改正があります。これは現在の法律と、それからこの新法律案との切替えの規定になつておりまして、これが附則の中に謳われております。附則の第一項は、従来の法律廃止ということが謳われております。今度はその法律のうちのガスだけを除くということのために非常に複雑な表現になつております。そういうような趣旨の規定が附則にあることを最後に申上げておきます。

○委員長(中川以良君)　ちよつとお諮りいたしますが、今日は一時から工場視察に出掛けることになっておりますので十二時までには質疑を行いたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(中川以良君) それでは十二時になりましたら質疑を打ち切りますからどうぞ十二時まで御質問を願います。

○小林英三君 ガス事業法を新しく設定されることは結構だと思ひますけれども、内容につきまして我々は審議しなければならんと思ひますので、先ず承わりたいと思ひます。大正十二年に瓦斯事業法が制定され、昭和二十五年に電気、ガスに関する公益事業令が制定され、二十七年にはそれが失効して、二十七年の十二月に電気及びガスに関する臨時措置法が公益事業令をそのまま踏襲して制定された、今回又更

にガス事業法ができた、とういのですが、この大正十二年にできて昭和二十五年に公益事業令が制定されるまで約二十八年、それから昭和二十五年に公益事業令ができてから今日まで約二年何カ月あるわけであります。そこでまあガス及び電気につきましても行政上におきまして二十八年の間そのまま放つて置いてあつた、これはそれでいいとされて放つて置いたわけだと思ひます。併しこの二十八年間というものは相当の長い期間だらうと思ふのですが、この間にガスに対する行政上の、法律を少しも改正しなかつたという、これは古い話でありますが、その当時の内閣、行政府がやらなかつたことであります。併し現在の当事者として公益事業局長、これはどうい

わけてこのままに放つて置いたか。それから二十五年に公益事業令ができてそれが失効して臨時措置法ができて、今日更に公益事業令を大改正したこの今日のガス事業法ができた。これはまあその改正審議会の答申の下におやりになるというわけでありますが、僅かの間にこういう大改正をせざるを得ないほど時代が変つていとは思われないのですが、公益事業令が失効の当時にすでにこれをやらなくともならなかつたのじやないか。僅かの間に公益事業令ができて、更に二、三年のうちにこれができたということは、これは急に時代のまあ変革といえますか、そういうことがあつたんでしようか、或いはそれが手をつけられなかつたのでありましようか、そういう事情を先ず承りたいと思います。

○政府委員（中島征帆君） お話の通り、前の瓦斯事業法は大分古い法律で

ございましたが、その運用上これを改正すべしという意見もこの途上ございました、改正に關しまする委員会等も昭和の初め頃に設けられたことがございまして、一部修正は行われております。ところが戦争になりました、あとで電気とガスとはいわゆる公共事業といたしまして特別の法律を作るように當時の占領軍の指示がありました。それに基いて現在の公益事業令が作られたわけでございますが、その内容はこの数年間の運用におきまして必ずしもこのままでは適當でないというふうに考えられまして、自主的な立法ができる段階におきまして、これを修正すべきであるという意見は当初からあつたわけであります。ただこの公益事業令当初の政令の期限が切れるまでに新しい法律案の成案が得られませんでしたので、一応臨時措置法によつて繋ぎまして、できるだけ早い機会に電気及びガスにつきましての特別立法をする意味においてという趣旨で、この現在の臨時措置法が通つたわけでございますが、従いましてその後昨年この審議會を開きまして半年近くに亘りまして、この新しいガス事業法案の内容につきまして審議をして頂きまして、それに基いて立案したわけでございます。従つて今度の法律案の中には従来戦前におきまして、又戦後におきましても法律の改正上特に考えらるべき事項として問題になりましたことは全部一応検討の上でこの法律を立案したと、こういう事情になつたわけでございます。

○小林英三君　そうしますと、今の御答弁はつまり公益事業令というものは占領軍の命令といひますか、示唆といひますか、

いますか、それによつてできたものであつて、当時十分とは思つていなかった、そこで今日この改正をするのだと、こういう意味に解してよろしいのですか。

○政府委員（中島征帆君） その通りでございます。特に公益事業令は電気とガスと一緒に規定しておりまして、若干適用の範囲が違つた規定もございますけれども、そういう關係におきましても必ずしも実態に即しませんので、今度のガス事業法だけを別に立法するようにいたしましたわけでございます。

○小林英三君 それからもう一つ承わりたいと思いますことは、最近我々委員或いは議員の手許に、各都道府県の県知事から、このガス事業法は我々の地方長官としての権限を非常に侵害しているように思うからして、こういう点について改正してもらいたいというような陳情が大分来ておるのですが、この今、私どもがもらつておりますこのプリント、ガス事業法案の特色として、公益事業令との比較につきましての、こういうふうに違うんだという先ほど御説明がありましたこの項目について、大体でよろしいですから、県知事がこういう点を我々地方長官として侵害されているのだという項目について御説明を願ひ、又それはそう言う通りなんだ、或いはそういうことは間違つてゐるのだという御意見を大体でよろしうございますから……。

○政府委員(中島征帆君) 従来古い瓦斯事業法におきましては、当時はいわゆる通産局或いは商工局というものも商工省の出先機関としてございましたんで、大体、ガス事業の監督は地方において府県庁に任せておりました。

特に府県で行いますことは工事の監督でありまして、そういった保安の見地からいわれる警察部のほうで行なっているというふうな権限が多かつたのであります。ところがそれは今度の現在の公益事業令では全然そういうふうな権限は地方に与えられておりませんで、すべて通産大臣が一手に握りまして、或る程度の権限を通産局長に任している、こういうふうな実情でございます。従つて現状と今度の法律案と比べますと、むしろ今度の法律案では一定権限を地方の都道府県知事に委任することができるといふ規定が置かれておりますが、その内容はまだ確定しておりませんが、或る程度権限の委譲ができるようにいたしておりますが、現在では全然権限がない。ただ従来府県庁ではそういうふうな経験がありますので、できるだけ工事監督等につきましても権限を任してもらいたい。こういう意見は審議会の審議途上においても出されておりました、その趣旨で、この法律案のうちで今のような根拠規定だけを置いてある。こういう実情であるわけでありまして。

○小林英三君 それから、この事業法案の今説明されました法案の中の二十九条、三十条、或いは三十一條ですね。これはこういうガスの成分の検査とか、或いは導管のパイプの工事の制限だとか、いろいろなことが書いてありますが、これは何ですか、実際問題としてガス事業者が出されたものを検査することができるといふだけになつてゐるのであつて、実際問題として図面、或いは現場について検査されるのですか、実際問題として……。

○政府委員(中島征帆君) 二十九条の成分の検査、これは記録を向うでとりましますから適時行つて見ればいいわけですが、あとの実際の工事の監督につきましても常によつても参つて検査をするわけではございませんで、必要に応じて出張して行つて調べる、こういうことになつてゐます。

それから先ほどもつと私が申し上げましたことで訂正いたしますが、現在では地方長官の権限といたしましてはガスの設備を作りましたときにその使用を許可するといふ、そういう権限が県知事にあります。これは今度の法律案では全然そういう使用許可の規定を置いておりませんので、従つてその権限もなくなつた。こういう実情がもよつと變つております。御訂正いたします。

○小林英三君 そうすると、今の三十一條とか三十一條とかいふものは、図面を出させてこういう工事をするといふことを見る気休めといふことですね、一種の。

○政府委員(中島征帆君) この事業の届出につきましても、内容は特別の図面等によつて届出するのでなくて、いつ幾日というふうな届出をするといふ、こういうふうな届出をさして工事がどこで行われているかといふことを見るのでありまして、どういふふうな工事をやるかといふことはあらかじめ認可を受けている三十条の工事方法によつてわかりますので、果してその方法によつて行なつていくかどうかといふことを必要に応じて見る、こういうことであります。

○小林英三君 それからその工事方法によつて、わかっているとおつしやつても、實際その通りにやるかやらんか

といふことはわからんじやないですか。

○政府委員(中島征帆君) それはやはり實際行つて見ないとわかりません。

○小林英三君 わかりませんね。それはどうなさいませうか。

○政府委員(中島征帆君) これは常に工事のあるたびにいくといふわけに参りませんで、必要に応じて抜打的に行くといふことが實際問題として考えられるのではないかと。

○小林英三君 そうすると、つまり通産省がこれを行つて検査することができるといふことになつてゐる程度ですね。

○政府委員(中島征帆君) さうでございます。

○海野三郎君 この二十一條もそうですが、二十四條あたりやつとこれを通観して見ますといふと、時間が一つも入つていないのです。時間、タイムが。それから二十一條の「ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの熱量及び圧力を測定し、その結果を記録しておかなければならない。」これも時間が入つておりません。三日あとに記録しても、一週間あとに記録しても差支えないのだ、こういうところに抜けがある。それからすべてタイムが、時間が入れてありません。大臣が認可しなければならぬといつても、いつ認可してもいいのだ。半年後に認可してもいいのだし、又一週間後に認可してもいいのだ。実にこういうところの杜撰な法律で、もう少しおきめになつたらいいのじやないかと思ふので、通産当局はいらう、お考えになつたのでありまして、このガスの記録といふことになつておりました

も、記録した結果が具体的に何ら示されてない。こういう点は如何ようにお考えになつてゐますか。タイムが入つていない。

○政府委員(中島征帆君) この記録の点はここにもありますように、政令で定めるところにより、でありますから、政令によつてどういふふうな記録をしなければならぬといふことを規定するわけでありまして、当然に熱量等につきましても毎日やるべきであります。それから成分等はこれは一週間に一度ぐらい記録をするといふことが必要であります。その記録を適時主務官庁のほうで検査に参るといふことによつて、實際にどういふものが出てくるかといふことを知ることもできます。それから許可等に關しましての期限がないといふお話でございますが、これは実を言へば、主務官庁のほうをさういふふうな期限的に縛る必要があるかとも思ひますけれども、現在の現定にもそういうことがありませんし、又事業の内容によりましては審査にも時間をとる場合がありますので、一応従来の慣習によりましてこの法律案でも一定の期間内に許可をしないときは、という規定を置かなかつたわけでございます。

○海野三郎君 時間をお入れになる必要がありませんかといふのです。申出てから二週間以内何とかな返答をするとか何とかいふことの時間が一つも入れてないので、漠然とした方向を示しただけに過ぎないので、例えばこの前の仲裁裁定と同様です。ずつと遅れてから許可する。とにかく仲裁裁定を採用したのであるといふことで、採用したのはしたでありまして、その時間

が、大事なフアクターが取除かれておるのであります。この点を私は法案といたしましては時間が入つていない、相当ごまかせばごまかせるというふうな考えられるのであります。当局はどういふふうにお考えになつておりますか。これが一点とそれから工事のガス主任技術者国家試験というのです。国家試験は誰が試験官でできるものでありませうか。それをお伺いしたい。それからパイプのことでありまして、導管の工事の方法、その方法は通産省がやるからと言つたつて、遠方の所は一々出て行つてやれないじやないか。結局その都道府県にその監督を任せなければいけないのじやないか。こういうふうにお考えになっておりますが、如何ようにお考えになつておりますか。そこを承わりたい。

○政府委員(中島征帆君) 第一点の期限の点でございますが、ガスの法律につきましても従来そういう期限がついておりませんけれども、實際問題といたしまして、ガス事業の法規の運用上特に許可、認可等の手續が遅れて困つてゐるような實際の事情は非常に多いと思つております。又實際問題といたしましていろいろな手續があるわけでございますが、同じ、例えば事業許可の申請にいたしまして、大きなところはまだいいんでございまして、非常な田舎で新しくガス事業を興そうといふときは、實際の事情をよくまだ十分わからないうちに申請書を出します。そういう場合は、申請書の内容の書き方につきましても、或いは又實際に供給關係をどう考へておるか、将来の見通しといふことにつきましてもいろいろ又こち

らへ出て来て、話を聞き、相談しな

ればならぬという事情も多々あるのです。従つてそういう場合には非常に最終的な認可が遅れるわけでありまして、これは実際上それだけ慎重にやらなければならぬ必要があるが、そのうでない場合はできるだけ迅速に認可をいたしてありますので、やはり一定の期間縛つて一律にやるよりむしろこのほうがいいのではないかと考えております。それから主任技術者の国家試験は、これは試験委員というものは、毎年やります場合には適当な権威者のかたを囑託いたしております。勿論この中には役人も入り得るわけでありまして、大体学校の、大学の教授でありますとか、そういうたような権威者のかたにお願いして試験委員になつて頂いております。それから工事監督でございますが、これは一応本省で、すべてこのうちのまゝで行つて検査するわけには参りませんので、出先に任せるということになります。現在では通産局長が行う権限になつております。今度の法律適用の場合には、先ほどの委任規定を適用いたしまして、このうふうな工事監督くらいは都道府県知事に任したほうがよくはないか、こういうふうな考え方もいたしております。まだ最終決定はいたしておりませんが、ただその場合において、県によりましては、それだけの能力のないところもございまして、その点を慎重に考えまして、でき得る場合にはむしろ県に任したほうがよからうということ、一つの方法として出て来るかも知れませんが、まだその点につきましては結論は出ておりません。

○海野三朗君 大阪府知事からもこの委任の改正についての要望書が出てお

るのでありますが、これはすでに当局におきまして、御承知なことと思ひますが、これはその中に十分織込みなされたのであります。

○政府委員(中島征帆君) これは五十二条に、先ほど読みましたところにあるが、「通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる」と法律上でこれだけの規定を置きまして、あとの範囲のものを通産局長或いは都道府県知事に行わせるかということ、今後の研究をいたしましてきめたい、こういうふうに考えております。

○海野三朗君 「今都道府県知事に行わせることができる」と書いてありますが、この大阪府知事からの要求によりますと、非常に都道府県知事の権限を縮小してあるのではありません。その縮小したのはそれでもいいかも知れませんが、今日この事業遂行上困るのでないかと私は思ふのです。例えばその監督の権限、それはお困りではないが、やはり大阪府知事あたりの言つておることは加味する、そうすれば、この権限を非常に削除してあるのではありませんが、そういう点では十分な御用意があるかどうか。

○政府委員(中島征帆君) 現在府県知事の権限をいたしましては、先ほど申しましたように、ガス工作物を作つて、作るまでいふような認可を通産省でやるわけでありまして、すでにでき上りまして、これをいざ使つてというときの使用認可をする、その認可権は県知事にあるわけですから、今度の法律では、そういうふうな使用の許可を受けて工事をした場合には、それができ上つた場合の使用認可は要らんだらうというので、使用認可の規定は今度は削つてご

ざいますので、その面に府県知事の権限は落ちたということになつておりますが、若しこういう監督等におきましてその方法が適当であれば府県知事に行わせることができるようにしておいたのであります。特に府県側で言つておきますのは、こういうふうな委任規定でなくて、初めから当然地方の知事の権限としてつくり法律に謳つてもいい、こういうふうな希望もありませんが、我々の考えをいたしましては、一応すべてを通産大臣が握りまして、その中で必要なものを臨時府県知事に任せるということが実際のではなからうかと考えまして、五十二条のような抽象的な規定だけを置いたのであります。

○海野三朗君 もつと質問がございしますが、今日は時間がございせんから私は質問を保留いたしまして、この次にいたしたいと思ひます。

○委員(中川以良君) それでは本日はこの程度にいたしておきまして、なお質疑は次回に引續いて行いたいと思ひます。御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中川以良君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「中小企業等協同組合」の下に「協業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえないものを含む」を加え、「及び森林組合連合会」を「森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会」に改める。

第五条中「百三十億円」を「百五十億円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第五条の改正に伴い政府の一般会計から出資すべき金額が、昭和二十九年年度において出資するものとする。

3 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ノ五」を「第二号ノ六」に改める。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「及び森林組合連合会」を「森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」と総称する。)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この法律において「小企業者」とは、左に掲げるものをいう。
一 資本金の額又は出資の総額が五十万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、二人)以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの
二 出資の総額が五十万円以下の組合であつて、特定事業を行うもの
三 構成員の三分の二以上が第一号に掲げる者である組合
四 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの(前三号に掲げるものを除く)
第三条第一項中「給付金の額から当該給付に係る契約に基いて既に受け入れた掛金の額を控除した残額」を「当該給付に係る契約に基いて給付後において受け入れるべき掛金の額」に改める。

第九条の二第一項を次のように改める。

政府は、会計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機関からの借入(手形の割引又は給付を受けることを含む。以下同じ)による借務の保証をしたことを政府に通知することにより、保険金額の保険価額に対する割合が百分の六十である保険(以下「普通保証保険」という。及びその割合が百分の八十である保険(以下「小口保証保険」という。))ごとに、保証をし

た借入金の額（手形の割引の場合
は手形金額、給付の場合は当該給
付に係る契約に基いて給付後にお
いて払い込むべき掛金の額。次項
において同じ。）の総額がそれぞれ
一定の金額に達するまで、その保
証につき、政府と当該指定法人と
の間に保険関係が成立する旨を定
める契約を締結することができ
る。

第九条の二第二項中「（給付の場合
は、掛金の払込）を保険事故とし、
保険価額に百分の六十を乗じて得た
金額を保険金額とする。」（）を手形
の割引の場合は手形の支払、給付の
場合は掛金の払込）を保険事故とす
る。」に改め、同条第三項中「政府
は、の下に「普通保証保険及び小口
保証保険ごとに、」を加え、同項を
同条第四項とし、同条第二項の次に
次の一項を加える。

3 第一項の保険関係であつて、小
口保証保険に係るものは、小企業
者の金融機関からの借入による債
務の保証をした指定法人が同項の
規定による通知をする場合におい
て、小口保証保険を選択する旨を
あわせて通知した場合に限り、成
立するものとする。

第九条の三（給付の場合は、給
付金）を「（手形の割引の場合は手形
の割引により融通を受けた資金、給
付の場合は給付金）」に改め、同条に
次の一項を加える。

2 前条第一項の保険関係における
保険価額は、普通保証保険にあつ
ては、中小企業者一人につき、合
計一千万円（その中小企業者が中
小企業等協同組合、調整組合又は

調整組合連合会であるときは、三
千万円）を、小口保証保険にあつて
は、小企業者一人につき、合計十万
円（その小企業者が中小企業等協
同組合であるときは、三十万円）
をこえてはならない。

第九条の四「給付の場合は、払
込）を「手形の割引の場合は支払、給
付の場合は払込）」に「給付の場合は、
掛金」を「手形の割引の場合は手形債
務、給付の場合は掛金」に、「百分の
六十」を「普通保証保険にあつては百
分の六十、小口保証保険にあつては
百分の八十」に改める。

第九条の五第一項中「第四条第二
項及び」を削り、同条第二項中「第
九条の四」との下に、「第九条中「給
付の場合は、掛金の受入」とあるの
は「手形の割引の場合は手形債権の
回収、給付の場合は掛金の受入」と」
を加える。

第九条の七第一項中「第九条の三」
を「第九条の三第一項」に改め、同項
に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の四中
「普通保証保険にあつては百分の六
十、小口保証保険にあつては百分の
八十」とあるのは「百分の六十」と
読み替えるものとする。

附 則

この法律は、昭和二十九年四月一
日から施行する。

昭和二十九年二月二十六日印刷

昭和二十九年二月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局